

2023年募集版  
2022年9月作成

—手頃な掛金、大きな保障—



**住宅  
あんしん  
共済**



火災・風水雪凍害・浸水・地震などから  
組合員の暮らしを守る共済

**住宅あんしん共済 リニューアル!**

**「自然災害特約」給付額の変更**

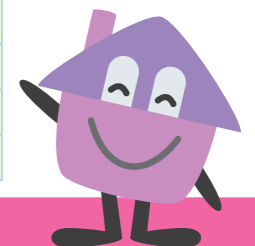
- 「自然災害特約」部分の「床上浸水」の給付額が、一律7.5万円になります。

自然災害特約 「床上浸水被害」	被害の程度	変更前	変更後
		1口あたり給付額	1口あたり給付額
	100cm以上	7万円	一律 <b>7.5万円</b>
	100cm未満	3.5万円	

**給付種類の変更**

- 一部の被害について、給付の種類が変更になります。

被害	変更前	変更後
	給付種類	給付種類
落雷による住宅の一部と見なす設備等の被害	火災等	風水雪凍害
上階からの水漏れ	火災等	その他住宅災害
第三者加害行為	火災等	その他住宅災害
空巢による家屋被害	火災等	その他住宅災害



2023年1月1日以降に発生した被害から対象です



お問い合わせ先 **UAゼンセン 共済事業局** **UAゼンセン 福祉共済互助会**

TEL **03-3288-3559**  
住宅あんしん共済直通

TEL **03-3288-3533**  
共済事業局

FAX **03-3288-3708**  
共済直通



左記二次元コードをスマートフォンやタブレット端末のカメラや二次元コードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL [uazensenkyosai.jp](http://uazensenkyosai.jp)  
E-mail [kyosai@uazensen.jp](mailto:kyosai@uazensen.jp)  
〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16  
受付時間:平日10:00~16:00



# 住宅あんしん共済は、火災はもちろん、風水雪凍害・浸水・地震などの自然災害リスクにも備えられる共済です。 「基本部分」と「自然災害特約部分」により、組合員の皆さまの「住宅」を保障します。

## 共済金の支払金額が大きい火災

万全に備えるには、  
建物の評価が  
新価(再調達価額)なのか時価なのかにも  
注意する必要があります。

## 支払件数が多い風水雪凍害・浸水

特に、近年増加傾向にある  
台風や大雨による水害被害は  
他人事ではありません。

## 忘れてはいけない地震

地震や火災はいつ起こるかわからず  
一旦起こるとその被害は甚大です。

## 意外と見落としがちな賃貸住宅保障

賃貸の火災保険は  
あなたを守るものではありません。  
実は、ご自身の保障は  
不足しているのです。

このように、住まいを守るためには「幅広い備え」が大切となります。ぜひ、住宅あんしん共済で、十分な住宅保障をご準備ください。



## 住宅あんしん共済 リニューアル!

自然災害特約の「床上浸水」の給付額について、高さ基準を廃止し、

1口あたり7.5万円に **リニューアル!**

### 自然災害特約

現行			
給付の種類	被害の程度		1口あたり給付額
浸水	床上浸水	100cm以上	7万円
		100cm未満	3.5万円
	床下浸水		1万円
リニューアル後			
給付の種類	被害の程度		1口あたり給付額
浸水	床上浸水		<b>7.5万円</b>
	床下浸水		1万円

掛金そのまま  
給付額アップ!

「共同住宅で上階の住人による水漏れ」、「第三者の加害行為」、  
「空き巣による家屋の被害」を

「火災」から「**その他住宅災害**」へ変更 **リニューアル!**

住宅の一部と見なす設備、機器の落雷被害について、

「火災」から「**風水雪凍害**」の見舞金へ変更 **リニューアル!**

2023年1月1日以降に発生した被害から対象です。

## 住宅あんしん共済の保障は…

被害の程度に応じて、基本部分と自然災害特約部分をあわせた共済金\*が給付されます。

\*住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

保障内容と最高給付額	基本部分 (50口加入の場合)	+	自然災害特約部分 (50口加入の場合)	=	給付される 共済金・見舞金
火災	5,000万円		—		5,000万円
風水雪凍害	750万円		3,500万円		4,250万円
浸水	床上	375万円	375万円		750万円
	床下	14万円	50万円		64万円
地震	損壊	70万円	1,500万円		1,570万円
	火災	500万円	1,500万円		2,000万円
その他の住宅災害見舞金	14万円		—		14万円
生命共済給付金	100万円		—		100万円

## 糸魚川市大規模火災に見る保険金を「もらった人」「もらえなかった人」

### 糸魚川市大規模火災 (平成28年12月22日)

- 出火原因は…  
— 中華料理店の鍋の空焚き
- 死者は0人でしたが…  
— 700人以上に避難勧告
- 147棟(全焼120棟)を含む…  
— 約40,000㎡が焼損
- 国内の単一出火延焼火災では…  
— 過去20年間で最大

### この火災でクローズアップされたこと

- 全焼120棟のうち火災保険加入済みで保険金が支払われたのは約70棟(平均金額約1,800万円)
- 火災保険に加入済みの方も昔の火災保険契約では下図のとおり支払金額が低く住宅再建が難しかった。

現在の火災保険の建物評価	VS	昔の火災保険の建物評価
新価(再調達価額) → 住宅新築が可能		時価(新価-経年劣化消耗分) → 住宅新築が困難

- 火災地域は木造の古い家が多かったということで火災保険に未加入の人も多かった。

無保険の人は住宅の再建すらできないケースも!

特長  
① 100%自家運営により **手頃な掛金で大きな保障** を実現

特長  
② 掛金は **全国一律** なので安心

特長  
③ 自然災害被害への **見舞金が充実**

住宅あんしん共済は…  
掛金も保障も  
シンプルでわかりやすい!

特長  
④ 加入者の死亡時に **生命共済給付金** をお支払い



特長  
⑤ 持ち家でも **名義は問わず** 賃貸でも加入可能

特長  
⑥ **築年数は問わず** 加入口数でお支払い

特長  
⑦ 自然災害特約の付加により **風水雪凍害 浸水・地震** の保障を手厚くカバー

特長  
⑧ 住宅ローンに対する **質権設定** も可能

特長  
⑨ **退職後の保障** も「シルバー共済」への移行で万全

特長  
⑩ 相互扶助の精神に則り **組合員の立場** にたって運営

### 住宅あんしん共済で、住宅 保障を見直してみませんか？

### 住宅保障（火災保険）見直しのここがポイント！

#### ① 火災保険に見直しは必要なの？

一度加入してしまうと見直す機会が少ないのが火災保険。「5年一括の長期契約で支払いがおトクだから見直しは必要ない！」そんなこと思っていないですか？

実は、火災保険にも下図のようなさまざまな要素で見直しのタイミングがあります。

**見直しのタイミング**

- 建物の評価額の変化 例 マンションの時価が高騰
- 家財の入れ替え等の変化 例 趣味で高額な家財を収集
- 建物の増改築等の変化 例 リフォーム
- 自然災害リスクの変化 例 自治体のハザードマップの見直し
- 地震保険料の見直し 例 2017年・2019年・2021年・2022年の保険料改定

●「建物の補償額は最適なのか」「床下浸水の保障はあるのか」「家財保障が家族構成にあっているのか」等々、保障内容を見直すことで、「払い過ぎを防ぐ」「補償が足りない事態を防ぐ」ことができるのです。

#### ② ご家族（夫婦・子ども2人）向け見直しモデルプラン

[前提条件] 持ち家 一戸建て（木造） 135㎡ 15年前に建築 東京在住



A 損保に加入		住宅あんしん共済へ見直し	
建物3,000万円/家財1,000万円/地震各々×30%他 / 保険料は火災及び地震（5年契約/年払い）		基本部分+自然災害特約各々40口加入	
1年間の掛金	約 <b>113,600円</b> （年額）	1年間の掛金	<b>68,000円</b> （年額）
最高保障額		最高保障額	
火災等……………4,000万円	地震損壊……………1,200万円	火災等……………4,000万円	地震損壊……………1,265万円
風水雪……………4,000万円	地震火災……………1,400万円	風水雪凍害……………3,400万円	地震火災……………1,700万円
床上浸水……………損害額に応じて	床下浸水……………なし	床上浸水……………600万円	その他住宅災害……………13万円
		床下浸水……………53万円	生命共済給付……………80万円

※盗難・水漏れ等は限度額あり

(注) 2022年10月現在 (注) 2023年1月1日以降

#### 組合員の声

●災害後の給付が早くで大助かり！  
災害後の給付申請をスムーズに処理していただき、また、実際の支払いも迅速に対応いただきました。大変助かりました。  
新築後の住まいの保障も、また是非、住宅あんしん共済にお世話になろうと思っています。  
(茨城県/50代/男性)

●木目細やかな相談に大変感謝！  
民間の火災保険の内容があまり理解できずに、住宅あんしん共済に相談したところ、担当の方には親身になって説明いただき大変感謝しています。次回の更新のときは是非住宅あんしん共済に切り替えたいと考えています。  
(神奈川県/40代/女性)

お住まいのことで、わからないことがあったらまずは住宅あんしん共済に相談しよう！



#### 民間の火災保険を住宅あんしん共済に見直したことで

- 見直し前よりも**保障内容が充実し、引越費用等にも資金の活用が可能に！**
- さらに、民間損保の火災保険では保障されない**床下浸水への備えも万全！**
- しかも、掛金は**大幅ダウン！（年間45,600円の軽減）**

手頃な掛金で最適な保障を実現！

# 給付内容早見表

## 基本部分

- 5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
- 最低口数は3口です。上限は住宅の形態や広さで異なります。(P15を参照)

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数 による給付額 (単位：万円)										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
① 火災・航空機の墜落・車両突入・爆発等	全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
	小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	見舞	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
② 風水雪凍害	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	大規模半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	半壊	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375			
	準半壊(小壊)	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250			
	見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P19)。	
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水	(10口まで)1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、1口あたり1割の給付額になります。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
④ 地震災害	1 損壊	全壊	(10口まで)5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	見舞金	11口以降は1口あたり1割の給付額です。共済金扱いとして給付します。
		大規模半壊	(10口まで)3.5万円	17.5	35	36.75	38.5	40.25	42	43.75	45.5	47.25	49		
		半壊	(10口まで)2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35		
		準半壊(小壊)	(10口まで)1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21		
	見舞	(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は1口あたり1割の給付額です。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P20)。	
	2 火災	全焼	(500万円限度)20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません。)
		半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250		
見舞		1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑤ その他の住宅災害見舞金		(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	見舞金	11口以降は、1口あたり1割の給付額になります。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑥ 生命共済給付金		2万円	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100			

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

●「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

●「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

●天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

# 給付内容早見表

## 自然災害特約

- 5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
- 基本部分の加入口数が上限です。

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数 による給付額 (単位：万円)										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
⑦ 風水雪凍害	全壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分②にプラスして給付します。	
	大規模半壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
	半壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750			
	準半壊 (小壊)	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P23)。	
⑧ 浸水	1 床上浸水	<b>NEW</b> 7.5万円 2023年1月1日～	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。	
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑨ 地震災害	1 損壊	全壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1にプラスして給付します。
		大規模半壊	20万円	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000		
		半壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
		準半壊 (小壊)	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500		
	見舞	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P23)。	
	2 火災	全焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-2にプラスして給付します。
		半焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
		小焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500		
見舞		1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	見舞金	基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

●「基本部分①、②、③」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

●「基本部分①」の全焼で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。



# ご加入の流れ

## STEP1 加入資格と対象建物の確認

### 1 加入資格

#### 基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の  
 ・満67歳以下の組合員 ・組合事務所  
 が加入できます。

#### 自然災害特約

基本部分に個人加入している方が加入できます。

### 2 対象となる建物



### 3 加入できる建物の範囲

①	<b>住宅</b> (自家 <sup>*1</sup> ・借家)		組合員本人が主たる生活をしている住宅(自家 <sup>*1</sup> ・借家) 1箇所 ※1 名義は問いません
②	<b>自家<sup>*2</sup></b> (空家/親族居住)		自家 <sup>*2</sup> で空家および1親等以内の親族が居住する住宅 1箇所 ※2 本人または配偶者名義の住宅
③	<b>住宅</b> (自家 <sup>*1</sup> ・借家)		転勤して、家族 <sup>*3</sup> を残している住宅(自家 <sup>*1</sup> ・借家) 1箇所 ※1 名義は問いません ※3 家族とは配偶者と子に限ります

- 通常の場合は①、②の最大2箇所
  - 転勤した場合は①、②、③の最大3箇所
- に、加入できます。

※団体加入の海外赴任者で国内に「加入できる住宅」がない場合に限り海外住宅が給付の対象となります。  
 ※シルバー共済の加入者(個人加入からシルバー共済に移行した方を含む)は、本人が居住する住宅1箇所となります。

ご注意ください 他人に貸している住宅はご加入いただけません、ご注意ください。

加入 NG!

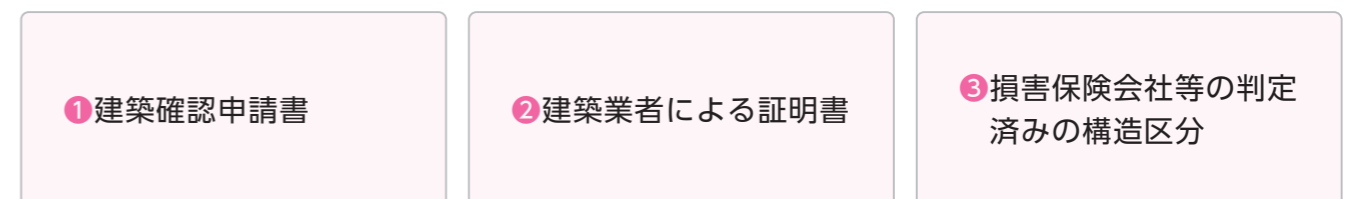
## STEP2 住宅構造区分の確認

### 1 住宅構造は3種類に分かれています。どの区分になるか確認してください



※住宅構造についての詳細はP27「住宅の構造」を参照ください。

### 2 準耐火住宅の住宅構造は、次のいずれかで確認しましょう



④ 準耐火住宅で①～③のいずれかで確認ができない場合は、  
 P36「建物構造証明書 準耐火住宅専用」に施工者、ハウスメーカー、販売者から証明を受けてご提出ください。

**注意** 準耐火住宅でお申し込みの場合でも、①～④のいずれかの証明書がない場合は、木造その他住宅での加入となります。

### 3 同じ敷地に家屋が2つ以上ある場合の取扱いにご注意ください

① 同一世帯の場合は合計して1つの住居とみなして、次の認定基準で取扱います。

同一敷地内の家屋1	同一敷地内の家屋2	同一敷地内の家屋3	認定基準
			すべて準耐火住宅に該当 →準耐火住宅
			ひとつでも木造その他の住宅に該当 →木造その他住宅

② 特定家屋のみを「準耐火住宅」として加入したい場合

次の書類をご提出いただくことでご加入いただけます。

準耐火住宅構造を確認できる書類 (②を参照)

家屋を特定できる敷地の図面 (手書き可)

### STEP3 保障額の目安の確認

保障額の目安は、まずは、火災によって「全焼」した際を想定します。お住まいの住宅が「持ち家」か「賃貸」か、どんな住宅を再建したいか等、さまざまな条件によって変わってきますので、以下を目安にしてください。

#### 持ち家 持ち家にお住まいの場合

ご自身の保障額の目安としては…

<b>①住宅の保障</b> ●住宅の建替え費用 ●残がい処理費用など	+	<b>②住宅以外の保障</b> ●生活必需品の買替え費用 ●引越費用など	を準備します。
--	---	--	---------

#### 賃貸 賃貸住宅にお住まいの場合

大家さん所有の住宅は、「借家人賠償責任補償」でカバーされるケースがほとんどですので、ご自身の保障額の目安としては…

<b>②住宅以外の保障</b> ●生活必需品の買替え費用 ●新しい住まいへの引越費用など	を準備します。
--	---------

### STEP4 基本部分 加入口数の決定

① 掛金は住宅構造により異なります。

基本部分	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	年額 <b>100円</b>	年額 <b>250円</b>	年額 <b>500円</b>
	個人最高50口加入なら 年額 <b>5,000円</b>	個人最高50口加入なら 年額 <b>12,500円</b>	個人最高50口加入なら 年額 <b>25,000円</b>

② 住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

基本部分	区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅の種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
		132㎡(40坪)以上	66㎡(20坪)以上～132㎡(40坪)未満	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅、準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
	加入口数限度	3口～50口	3口～40口	3口～30口	3口～20口	3口～15口	3口～5口

(注) 完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者(3口～5口)となります。

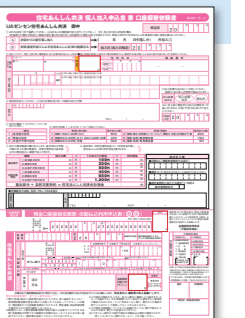
### STEP5 自然災害特約の選択

● 「基本部分」に加えて風水雪凍害、浸水、地震の保障を更に手厚くしたい方は、「自然災害特約」を上乗せしてください。  
基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

自然災害特約	完全耐火住宅	準耐火住宅	木造その他住宅
	1口	1口	1口
	年額 <b>450円</b>	年額 <b>650円</b>	年額 <b>1,200円</b>
	個人最高 50 口加入なら 年額 <b>22,500円</b>	個人最高 50 口加入なら 年額 <b>32,500円</b>	個人最高 50 口加入なら 年額 <b>60,000円</b>

### STEP6 お申し込み

巻末(P38)の「個人加入申込書 兼 口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、所属の労働組合を通じてお申し込みください。



①住宅の保障	■ 住宅の建替・残がい処理にかかる費用の目安			
	住宅の広さ	66㎡(20坪)	99㎡(30坪)	132㎡(40坪)
	住宅構造	完全耐火・準耐火 1,940万円～ 1,440万円	2,910万円～ 2,160万円	3,880万円～ 2,880万円
	木造その他	1,680万円～ 1,240万円	2,520万円～ 1,860万円	3,360万円～ 2,480万円

(UAゼンセン調べ)

②住宅以外の保障	■ 生活必需品の買替え・引越にかかる費用の目安						
	住宅延面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
	10坪以上	30歳未満	510万円	920万円	1,025万円	1,130万円	1,240万円
		30歳以上～40歳未満	610万円	1,320万円	1,425万円	1,530万円	1,640万円
		40歳以上	710万円	1,820万円	1,925万円	2,030万円	2,040万円
10坪未満	上記の額、または <b>710万円</b> のいずれか少ない額						

(UAゼンセン調べ)

①・②の費用の目安を加入口数の参考にしてください。



①火災等

給付対象事由 「火災」「航空機の墜落」「爆発」「車両突入」



火災

- 対象
- 住宅の火災
  - 隣家からの類焼、落雷による火災、消防冠水、破壊消防による住宅への被害
    - ・給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。
    - ・地震による火災は4-2「地震のときの火災による被害」の対象です(→P21)。

航空機の墜落

- 対象
- 住宅への航空機の墜落、接触、付属品や積載物の落下による住宅への被害

爆発

- 対象
- ガス、薬品などの爆発(破裂、爆風、気体)による住宅の被害

車両突入

- 対象
- 第三者による車両の突入、接触、積載物などの落下による被害
    - ・給付の請求には事故証明の提出が必須です。
- 対象外
- 本人や家族、同居者が所有、運転する車両による被害

水漏れ被害

- 対象
- 道路工事等の外因により突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂、破損による水漏れ被害
    - ・被害程度は「見舞」として認定します。
- 対象外
- 時間の経過により生じた、原因の証明が困難な被害
  - 地盤沈下による被害
  - 土砂崩れによる住宅以外の被害

「火災等」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

- 対象
- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
    - ・被害程度は「見舞」として認定します。
    - ・買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

■使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

畳・床に接着したカーペット類、フローリングの焼損

1口1万円を限度に「罹災部分修理費用実額」\*の範囲内で給付します。

対象外 ●線香、タバコの火による焼損

半額の給付となる被害の対象

以下の被害は給付金額の上限を50%とし、「罹災部分修理費用実額」\*の50%を見舞金として給付します。

- プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)
- 車庫、塀、物置、倉庫
- 住宅と同一の店舗部分

対象外 ●間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など簡易な建物

「火災等」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全焼壊	70%以上	100万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
半焼壊	30%～ 70%未満	50万円		
小焼壊	10%～ 30%未満	10万円		
見舞	10%未満	5万円限度	見舞金	「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

- 被害程度 **全焼壊** の場合
  - ・全焼壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。
- 被害程度 **半焼壊** **小焼壊** の場合
  - ・被害の程度により、1口最高10万円まで付加給付される場合があります。

※罹災部分修理費用実額とは…  
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかけた費用のこと。

2 風水雪凍害

給付対象事由 「台風」「豪雨」「ひょう」「降雪」「凍結」「竜巻」「落雷」



公的に証明できる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本を提出してください
  - ・自治体の事情により取得できない場合は、新聞記事、ネット記事等での証明も認めます。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です

対象外

- 窓やドアの閉め忘れによる室内の被害といった二次的な被害は対象外
- 老朽化による被害、老朽化による雨漏りは対象外

「風水雪凍害」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
- 落雷による異常電流障害による被害も対象です。
  - ・被害程度は「見舞」として認定します。
  - ・買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

■使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

テレビアンテナ、パラボラアンテナの被害

一口1,000円として、加入口数を上限に「罹災部分修理費用実額」\*の範囲で給付します。

- 対象外 ● 業務用、趣味の無線アンテナ、それに関連する設備

修理を行わないうちに別の風水雪凍害による災害を受けた場合

一括してひとつの災害として扱います。

半額の給付となる被害の対象

以下の被害は給付金額の上限を50%とし、「罹災部分修理費用実額」\*の50%を見舞金として給付します。

- プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)
- 車庫、塀、物置、倉庫
- 住宅と同一の店舗部分

- 対象外 ● 間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など簡易な建物

「風水雪凍害」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全壊	70%以上	15万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
大規模半壊	50%～70%未満	10万円		
半壊	20%～50%未満	7.5万円		
準半壊(小壊)	10%～20%未満	5万円	見舞金	「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。
見舞	10%未満	1万円限度		

- 被害程度 **全壊** の場合
  - ・全壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。
- 被害程度 **見舞** の場合
  - ・「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。
  - ・「罹災部分修理費用実額」\*が200万円以上の場合、1口につき5万円限度
  - ・「罹災部分修理費用実額」\*が100万円以上、200万円未満の場合、1口につき3万円限度  
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

3 浸水被害

給付対象事由 「床上浸水」「床下浸水」



浸水による住宅の被害

公的に証明ができる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。
  - ・水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水または、床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。

- 対象外 ● 地下、半地下部分の被害は対象外です。

「浸水被害」の給付基準

被害程度	1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
床上浸水	7.5万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
床下浸水	(10口まで) 1万円限度	見舞金	・11口以降は1口あたり1割(1,000円)の給付額。 ・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

- 被害程度 **床上浸水** の場合
  - ・罹災証明書に「床上浸水」の記載と同時に2 風水雪凍害の「全壊」「準半壊」「半壊」「準半壊(小壊)」が記載されていた際は、給付額がより高い被害程度の給付を行います。
- 被害程度 **床下浸水** の場合
  - ・給付請求に必要な各種書類に加え、「同意書」(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)の提出が必要です。

※ 罹災部分修理費用実額とは…  
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のこと。

# 給付対象事由と認定基準 - 1.基本部分

## 4-1 地震による損壊

給付対象事由 「地震」「津波」「噴火」



公的に証明できる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。

対象外 ● 老朽化による損壊、ひび割れは対象外

### 「地震損壊」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

- 対象
- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
  - 被害程度は「見舞」として認定します。
  - 買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

#### 使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

### テレビアンテナ、パラボラアンテナの被害

一口1,000円として、加入口数を上限に「罹災部分修理費用実額」\*の範囲で給付します。

対象外 ● 業務用、趣味の無線アンテナ、それに関連する設備

### 「地震損壊」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全壊	70%以上	5万円	見舞金 (注)	・11口以降は1口あたり1割の給付額 全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、 準半壊(小壊)1,500円、見舞1,000円。
大規模半壊	50%～70%未満	3.5万円		
半壊	20%～50%未満	2.5万円		
準半壊(小壊)	10%～20%未満	1.5万円		
見舞	10%未満	1万円限度	見舞金	・11口以降は1口あたり1割(1,000円)の給付額。 ・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

#### ● 被害程度 全壊 の場合

- 全壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。

#### ● 被害程度 全壊 ～ 準半壊(小壊) の見舞金(注)給付

- 「共済金」扱いとして給付します。修理完了を待たず給付申請してください。

#### ● 被害程度 見舞 の場合

1口あたりの給付額を以下とする場合があります。

- 「罹災部分修理費用実額」\*が150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度で10口まで給付。11口以降は1口あたり1割の1,500円を給付。  
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

## 4-2 地震による火災

給付対象事由 「地震のときの火災」



### 地震による火災

- 対象
- 地震が原因で同時またはその後発生した火災が対象です。
  - 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。

### 最大給付額

- 個人加入の最大給付額は500万円です。
- 団体加入の給付額は、個人加入の最大給付額500万円とは別に給付します。

### 「地震火災」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全焼	70%以上	20万円	共済金	・罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。 ・最大給付額は500万円です。
半焼	30%～70%未満	10万円		
小焼	10%～30%未満	5万円		
見舞	10%未満	1万円限度	見舞金	・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

#### ● 被害程度 全焼 の場合

- 全焼の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。

### 「地震損壊」「地震火災」ともに半額の給付となる被害の対象

以下の被害は給付金額の上限を50%とし、「罹災部分修理費用実額」\*の50%を見舞金として給付します。

- プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)
- 車庫、塀、物置、倉庫
- 住宅と同一の店舗部分

対象外 ● 間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など簡易な建物

※ 罹災部分修理費用実額とは…

災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかけた費用のこと。

## 給付対象事由と認定基準 -1.基本部分-

### ⑤ その他の住宅災害見舞金

給付対象事由 「上階からの水濡れ」「第三者加害行為」「空巣」「落雷」「シロアリ」



#### 共同住宅での上階からの水濡れ

- 対象**
- 加入者が被害者の場合が給付対象です。
  - 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

- 対象外**
- 加入者が加害者の場合は対象外です。

#### 第三者加害行為

- 対象**
- 第三者による外部からの投石等による災害が対象です。
  - 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

- 対象外**
- 加入者、家族および同居者が原因の場合は対象外です。

#### 空巣による住宅への被害

- 警察署による証明書の提出が必須です。
- 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

#### 風呂の空焚きによる釜、浴槽部分の被害

- 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

#### 落雷による家電機器の被害

- 修理費用を原則として、10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)
- 買い替えた場合は1点につき1万円を限度とします。

- 対象外**
- 携帯品、ゲーム機と各関連機器は対象外です。  
※ただしパソコンは対象です。

#### シロアリによる住宅災害

- 対象**
- 住宅建物の補修工事費用が対象です。  
※シロアリの駆除、予防の費用は対象外です。
  - 罹災時点で継続加入24カ月を経過している加入者が対象です。
  - 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

- 対象外**
- 罹災時点で継続加入期間が24カ月に満たない場合は対象外です。
  - シロアリ被害給付後24カ月経過していない被害は、異なる箇所であっても対象外です。

#### 「その他の住宅災害見舞金」の給付基準

1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
(10口まで) 1万円限度	見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11口以降は1口あたり1割(1,000円)給付</li> <li>・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。</li> <li>・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。</li> </ul>

- 落雷による家電機器の被害 の場合
  - ・買い替えた場合は1点につき1万円限度です。

### ⑥ 生命共済給付金

給付対象事由 「死亡」 **死亡**

#### 加入者が満67歳以下で死亡した場合

- 1口につき2万円の生命共済給付金を遺族に給付します。
- シルバー加入者は対象外
  - 団体加入の給付額は、個人加入の最大給付額100万円とは別に給付します。

## 給付対象事由と認定基準 -2.自然災害特約-

「基本部分」に上乗せする保障として、次の災害に対し「基本部分」にプラスして給付します。給付対象事由と認定基準は「基本部分」と同じです。

### ⑦ 風水雪凍害

給付対象事由 「台風」「豪雨」「ひょう」「降雪」「凍結」「竜巻」「落雷」

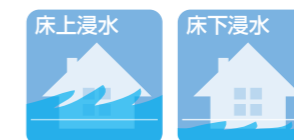


基本部分②「風水雪凍害」(→P18)にプラスして給付します。

- 被害程度が「見舞」の場合  
「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。
  - ・「罹災部分修理費用実額」\*が200万円以上の場合、1口に10万円限度
  - ・「罹災部分修理費用実額」\*が100万円以上、200万円未満の場合、1口につき5万円限度  
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

### ⑧ 浸水被害

給付対象事由 「床上浸水」「床下浸水」



基本部分③「浸水被害」(→P19)にプラスして給付します。

### ⑨-1 地震による損壊

給付対象事由 「地震」「津波」「噴火」



基本部分④-1「地震による損壊」(→P20)にプラスして給付します。

- 被害程度が「見舞」の場合  
「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。
  - ・「罹災部分修理費用実額」\*が200万円以上の場合、1口に10万円限度
  - ・「罹災部分修理費用実額」\*が100万円以上、200万円未満の場合、1口につき5万円限度  
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

### ⑨-2 地震による火災

給付対象事由 「地震のときの火災」



基本部分④-2「地震による火災」(→P21)にプラスして給付します。

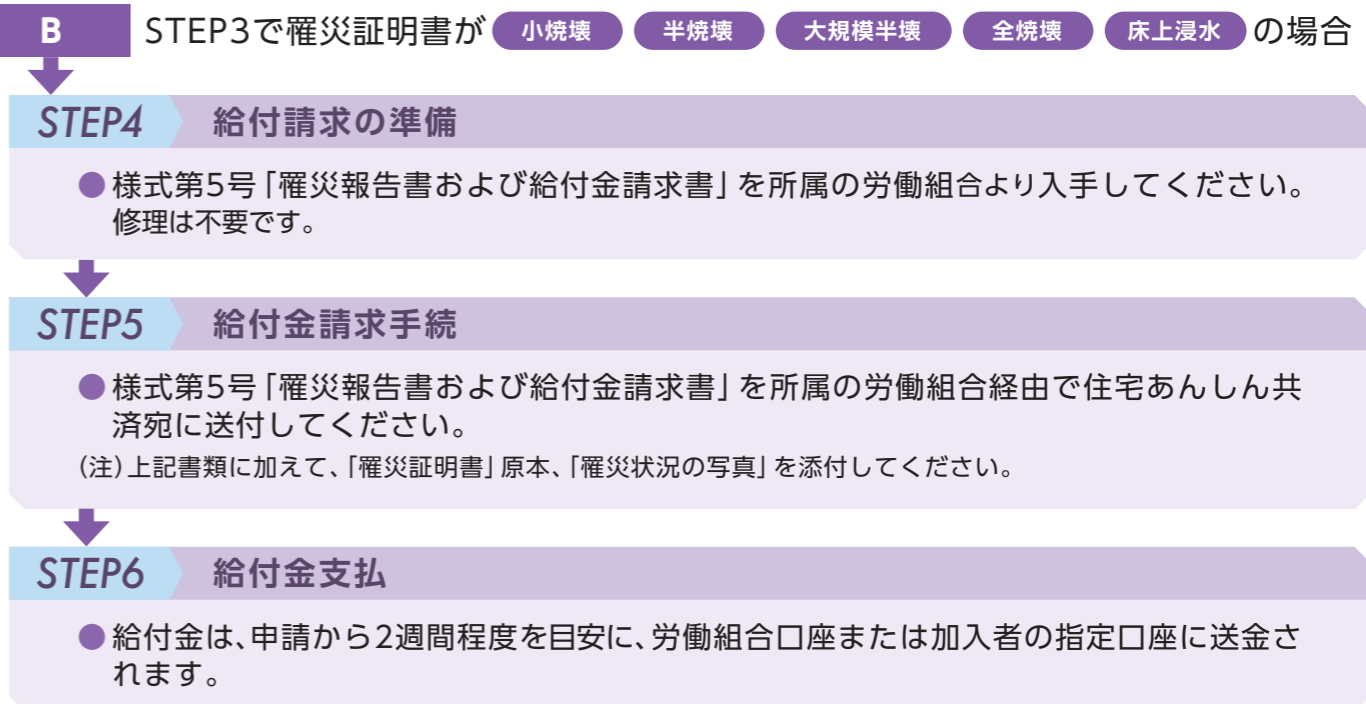
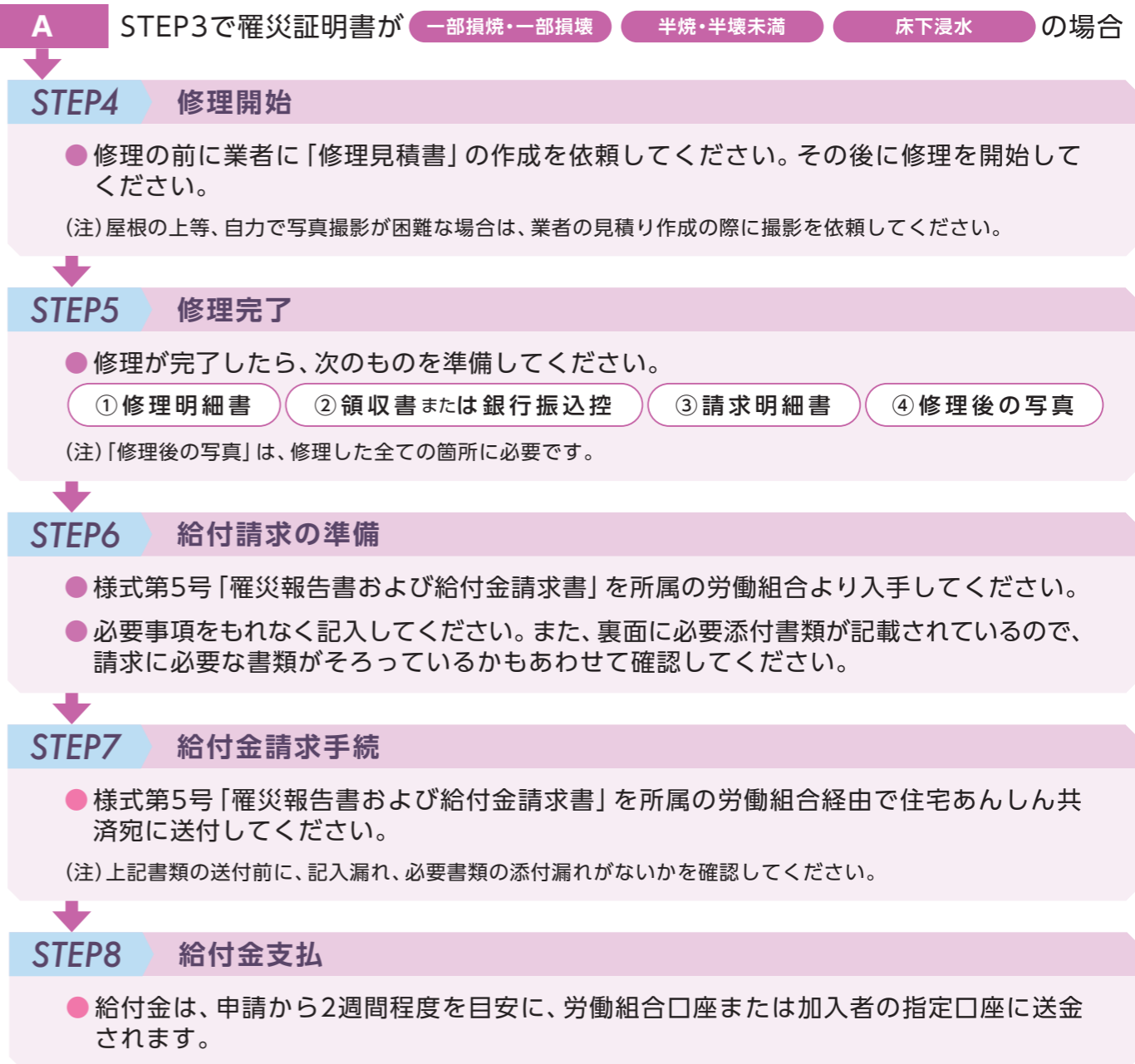
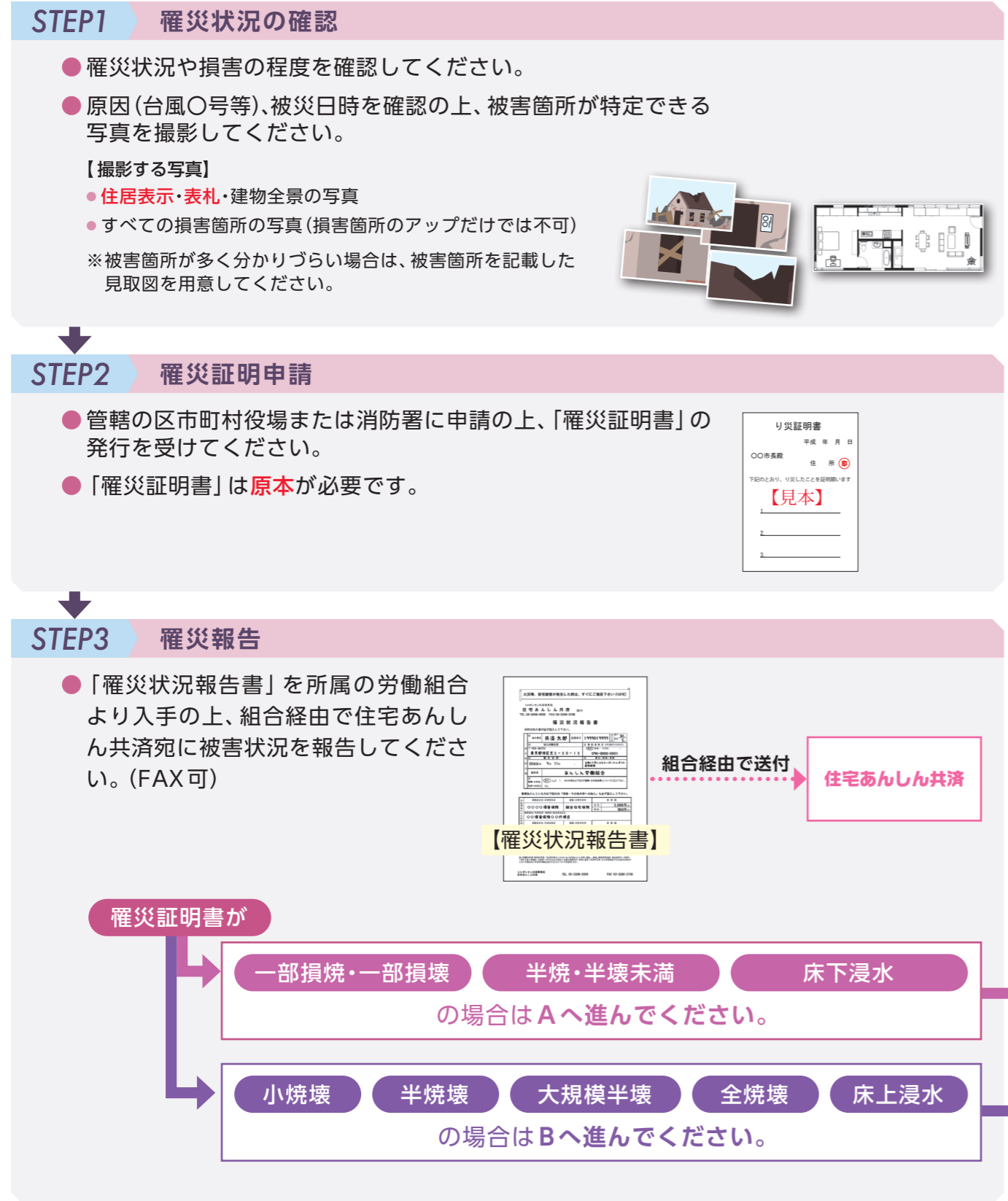
※ 罹災部分修理費用実額とは…  
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のこと。

# 給付金請求にあたって

## 給付金請求までの流れ

火災や自然災害等により、加入する住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請を行ってください。

ひとつの災害につき一度の申請となります。ご注意ください。



# ご加入にあたって

個人加入制度(基本部分および自然災害特約)のみ記載。  
 シルバー加入制度(以下、シルバー共済)、団体加入制度については、※印および各々のパンフレットを参照してください。

## 1 加入資格

### 基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満67歳以下の組合員および組合事務所が加入できます。

住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して「シルバー共済」に加入できます。  
 加入者が死亡したときは、組合の届出により、配偶者に限り、期限切れ日から「シルバー共済」に移行できます。(原則3年以内)

### 自然災害特約

基本部分に加入することで、自然災害特約に加入できます。

## 2 加入対象

### 基本部分

- 1.加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家(本人または配偶者の所有)で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。
- 2.個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。
  - (1)自家以外に、転勤先の住居
  - (2)借家に家族(配偶者と子に限る)を残した場合、借家と転勤先の住居
  - (3)転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。
- 3.同じ敷地内に母屋と離れ等家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
- 4.同一世帯の組合員が2名以上加入する等、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超えて加入することはできません。
- 5.自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。
- 6.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合(以下、「組合」)を通じてUAゼンセン共済事業局(以下、「共済事業局」)までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

(※)シルバー共済制度で加入できる住居は、加入者が

主たる生活をしている住居1箇所のみとなります。

## 3 加入口数

### 基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	完全耐火/マンション・公団住宅 準耐火および木造/2戸建以下	複身居住者	単身居住者
		3口～50口	3口～40口			
加入口数限度						

(注)完全耐火住宅の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者(加入口数限度3口～5口)となります。

### 自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

## 4 掛金(年額)

1.1口あたりの年額掛金は、住宅の構造・形態別に次のとおりです。

個人加入制度	基本部分	自然災害特約
完全耐火住宅 (鉄骨・鉄筋コンクリート住宅)	100円	450円
準耐火住宅 (準耐火構造、省令耐火構造住宅)	250円	650円
木造その他の住宅 (上記以外の住宅)	500円	1,200円

- 2.「組合事務所」および「シルバー共済」は、「木造その他の住宅」の基本部分の掛金が1口400円になります。
- 3.住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てです。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料

控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

## 5 住宅の構造と形態

### 住宅の構造

1.完全耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

(1)建物の主要構造部のうち、柱・はり・床・屋根および小屋組のコンクリート造で、外壁のすべてが次のいずれかに該当する建物

- ①コンクリート造 ②コンクリート・ブロック造  
③レンガ造 ④石造

(2)建物の主要構造部のうち、柱・はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁が次のいずれかに該当する建物

- ①コンクリート造 ②コンクリート・ブロック造  
③レンガ造 ④石造

(3)完全耐火住宅の種別については、個人が建築業者や建築確認申請書等で確認してください。

2.準耐火住宅とは、次の住宅をいいます。

準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれかの確認ができる建物とします。

- (1)建築確認申請書で確認できる場合
- (2)建築業者による証明書がある場合
- (3)損害保険会社等の判定済みの構造区分を準用または読み替えて対応する場合
- (4)建物構造証明書(準耐火住宅専用)に施工者、ハウスメーカー、販売店から証明を受けた場合

3.木造その他の住宅とは、前記の1.および2.以外の住宅をいいます。

### 住宅の形態

1.自家とは、次の持ち家である住居をいいます。

- (1)本人および配偶者所有の住居
- (2)二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な貸借関係がなく、本人が生活する住居
- (3)三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。
- (4)自己資金や融資等で、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。
- (5)借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。

2.借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。

- (1)借家独立とは  
①完全耐火住宅で、アパート、マンション、公団住

宅をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者とします。

②準耐火住宅および木造その他の住宅で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。

(2)共同住宅とは

- ①準耐火住宅および木造住宅で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。
- ②準耐火住宅および木造住宅で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。

(3)共同複身居住者とは

準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。

(4)共同単身居住者とは

準耐火住宅および木造住宅で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

## 6 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

### 1.加入手続き

新規加入は、組合を通じて申し込みます。加入方法は以下の2通りあります。

#### A. 口座引落しによる新規加入

毎月20日締め切りで、共済事業局に「個人加入申込書兼口座振替依頼書」(以下、申込書)を組合経由で送付して申し込みます。翌月27日(金融機関休業日は翌営業日)に初回の掛金引落としとなり、その日の17時から保障開始となります。

初回掛金引落とし不能の場合は、翌月に再請求し、再請求で引落としされた日の17時から保障が開始になります。

初回掛金引落としが不能で、再請求も不能だった場合は、申込がなかったものとして取り扱います。

#### B. 加入日を指定して新規加入

指定した加入日までに、  
①「申込書」が共済事業局に届いている。  
②指定口座に掛金が振り込まれている。  
この場合、指定日の17時から保障開始で新規加入できます。

※振込人の名前は加入者、または組合名とします。指定日までに掛金の納入が終了していない場合は、納入された日が加入日になります。翌年(2年目以降)の期限切れ日から口座引落としとなるので、「申込書」作成時に口座登録を行ってください。

### 2.保障期間

加入日の17時をもって保障の権利を取得し、満1カ年を経過した最初に迎える10日の17時をもって権利を喪失します。

# ご加入にあたって

## 7 期限切れ(更新)の手続き

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

### 1. 加入内容に変更がない場合

自動継続となり、加入者指定口座から掛金引落しを行います。

### 2. 加入内容を変更または加入中止する場合

期限切れ日の2カ月前20日(例:期限切れ日8月10日の場合は6月20日)までに、「変更カード」に必要事項を記入の上、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

### 3. 保障期間(権利の取得期間)

継続して加入する場合、期限切れ日の前月の27日に掛金引落としとなります。各加入月10日の17時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の17時をもって権利を喪失します。また、掛金引落とし不能の場合は翌月に再請求を行います。再請求により掛金を納入した場合、期限切れ日に遡って保障します。ただし、再請求による引落とし不能者は、期限切れ日に遡って権利を喪失します。

## 8 各種変更手続き

### 1. 異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合を通じて、共済事業局に提出してください。

(1) 住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき

(2) 組合および支部に異動があったとき

(3) その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき

### 2. 口数変更の手続き

#### 基本部分

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

(1) 異動変更により、住宅種別の制限口数が変更前より高い場合。制限口数の範囲内まで増口ができます。

(2) 異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。制限口数まで減口してください。減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

#### 自然災害特約

(1) 中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)

日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数(注)を月割り計算し、掛金を納入します。

(注) 日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。

(2) 保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。

### 3. シルバー移行

#### (1) 移行手続き

「シルバー共済」への移行を希望する場合、手続きは2通りです。

① 期限切れ日の2カ月前までにシルバー移行を組合に申し出てください。組合は「シルバー共済該当者報告書」で共済事業局に報告してください。

② 期限切れ日の4カ月前に送付される「継続・変更内容記入カード」の「シルバー共済へ移行」欄に○をし、組合を通じて共済事業局に返送してください。

権利喪失後3年以上経過した場合は、新たに加入できません。

#### (2) 保障期間

「シルバー共済」に移行した場合、個人加入期限切れ日の17時をもって「シルバー共済」の保障の権利を取得し、翌年の同月10日の17時をもって保障の権利を喪失します。

## 9 「加入証書」と「加入者のしおり」

加入者に対しては、加入の証として、組合を通じて、「加入証書」と「加入者のしおり」を送付いたします。記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

## 10 中途解約

住宅あんしん共済を解約する場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合を通じて、共済事業局に提出してください。

1. 次の場合は解約しなければなりません。

(1) 国外に住居を異動した場合

(2) 空き家を他人に賃貸した場合

(3) 転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家

2. 解約に伴い掛金の返戻が発生した場合は、振込手数料を加入者負担とし加入者の登録口座もしくは指定口座に振込みます。

## 11 給付の請求

### 1. 給付請求における注意点

(1) 給付対象は、火災や突発的なしきも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。

(2) 住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。

(3) 一災害につき、一回の給付請求となります。

(4) 給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。

(5) 見舞程度の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。

(6) 敷地内に母屋・離れ等2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。

(7) 被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

#### ① 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	30%～70%未満
小焼	10%～30%未満
見舞	10%未満

#### ② 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全壊	70%以上
大規模半壊	50%～70%未満
半壊	20%～50%未満
準半壊(小壊)	10%～20%未満
見舞	10%未満

(8) 公的機関の証明書(消防署または警察署の罹災証明書)は原本を提出します。

2. 全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求

(1) 基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。

(2) 被害の程度(焼損壊割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。

(3) 公的機関の罹災証明書で全壊～準半壊(小壊)および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

(4) 罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)を添付します。

### 3. 見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合の請求

(1) 家財は対象外となります。

(2) 被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額\*の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。

#### ■ 使用年数減額率表

使用年数	減額率
2年未満	0%
2年以上～4年未満	10%
4年以上～6年未満	20%
6年以上～8年未満	30%
8年以上～10年未満	40%
10年以上	50%

(3) 修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書、災害を証明する新聞記事や警察署の証明等を添付します。

※被害の種類により添付書類は多少異なります。

(4) プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額\*の50%が見舞金となります。

簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等)は対象になりません。

(5) 床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った

場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰等)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事等も必要となります。

(6)被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率(P29「使用年数減額率表」を参照)を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

(※)「罹災部分修理費用実額(認定額)」の考え方(定義)

A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

〈注意点〉

A) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。

B) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。

C) あくまでも被害を受けた箇所のみでの修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。

D) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。

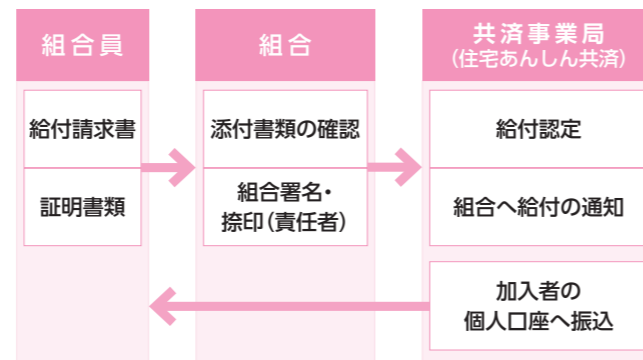
E) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

#### 4. 給付の請求方法

(1) 火災等の災害が発生した場合は、3カ月以内に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局へ報告してください。

(2) 「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

#### 5. 給付請求と給付金送付の流れ



給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。

組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。

給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

#### 12 保険法施行に伴う留意点

「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

#### 13 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。

(1) 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき

(2) 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき

(3) 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき

(4) 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき

(5) 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき

(6) 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出しなかった場合、給付を行わないことがあります。

(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。

(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

## 台風シーズンを前に、できる範囲で水害対策を始めましょう!



地震や津波に加え、台風、豪雨、豪雪等、多くの自然災害が起こる日本。台風による大雨は、短期間・短時間・広範囲にわたり降ることで、河川の氾濫等を引き起こします。

#### 台風の災害例【静岡県・関東・甲信・東北地方等】

### 令和元年東日本台風(台風第19号)の水害被害額は、約1兆8,800億円で昭和36年の統計開始以来最大



水害被害額 約1兆8,800億円

【水害被害額上位3県と被害額】

1位	福島県	約6,798億円
2位	栃木県	約2,610億円
3位	宮城県	約2,530億円

令和元年10月12日、大型で強い勢力の令和元年東日本台風(台風第19号)は、伊豆半島に上陸した後、関東地方、東北地方を通過し、死者99人、行方不明3人、家屋の全壊3,081棟、半壊24,998棟、床上浸水12,817棟、床下浸水24,472棟、全国142箇所です堤防が決壊する等、広い範囲に甚大な被害をもたらしました。

出典:国土交通省プレスリリース「令和元年東日本台風の発生した令和元年の水害被害額が統計開始以来最大に ～令和元年の水害被害額(確報値)を公表～」(令和3年3月31日)



▲信濃川水系千曲川の氾濫(長野県長野市) 提供:国土交通省



▲阿武隈川水系阿武隈川の氾濫(福島県郡山市) 提供:国土交通省

### 台風から身を守るために、日ごろから家屋のチェックをしておきましょう!

#### 屋根

瓦やトタンのはがれ、ずれなどをチェック。アンテナの固定も。

#### 窓ガラス

窓枠のがたつき、緩み等あれば補強する。

#### ベランダ

鉢植えや物干しざおなど飛散の危険が高いものは室内へ。

#### 屋外の設置物

プロパンガスのボンベはしっかり固定する。強風で飛ばされたり、浸水で流されたりしそうなものがないか確認する。

#### 外壁・塀

ひび割れ、破損等を点検し、あれば補修しておく。

#### 雨どい

継ぎ目のはずれ、塗料の剥がれ等を確認。落ち葉や土砂が詰まっていたら取り除く。

#### 地下室・地下駐車場

浸水を防ぐ止水板や土のうを用意しておく。





### 災害の頻発化、激甚化により、近年は、毎年国内のどこかで大規模な水害が発生しています！

近年、大量に降った雨により、山やがけが崩れ、土石流となる土砂災害も数多く発生しており、その犠牲者は自然災害の死者数の中で大きな割合を占めるようになってきました。日ごろから風水雪凍害に対して備えておくことはますます重要になってきています。



熱海市の土石流／提供:国土交通省

#### 土砂災害の災害例【静岡県】

熱海土石流災害箇所は、**土砂災害警戒区域\***に指定されていた

令和3年7月、熱海市逢初川源頭部で発生した土石流は下流の伊豆山地区に甚大な被害をもたらしました。

この伊豆山地区は、全国に約67.7万区域(令和3年3月時点)ある「土砂災害警戒区域\*」に指定されていました。土砂災害のリスクは本当に身近なところに潜んでいます。是非一度、ハザードマップで確認しておきましょう。

\*土砂災害警戒区域とは、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊が発生した場合に住民等の生命や身体に危害が生じる恐れがあると認められ、都道府県知事が指定をしている区域を言い、人のいない山の中が指定されているわけではありません。

#### 自宅エリアの「ハザードマップ」で危険度を知る

土砂災害の被害を軽減するには、普段からの情報収集が大切です。危険箇所・区域を確認し、災害に備えて避難経路や避難場所について確認しておきましょう。自宅エリアの風水害危険度を知るためには、ハザードマップが役立ちます。



#### ハザードマップ (国土交通省提供)

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

- 重ねるハザードマップは、災害リスク情報や防災に役立つ情報を全国どこでも重ねて閲覧できるWeb地図サイト
- わがまちハザードマップは、市町村が作成したハザードマップを見つけやすくまとめたリンク集

#### 土砂災害の前兆現象

土砂災害の前には、しばしば次のような現象が起こります。前兆現象を確認したら、早めの避難をしましょう。  
静岡県公式HPより

##### 土石流

- 山鳴りがする
- 急に川の水が濁り流木が混ざる
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

##### 崖崩れ

- がけに亀裂ができる
- がけから水が流れ出している
- がけから小石がパラパラと落ちる

##### 地滑り

- 地面にひび割れができる
- 斜面から水がふきだす
- 沢の水や井戸水が濁る

### Q 水害時の「床下浸水」被害に保険は適用されるの？

#### A 民間の火災保険の水害補償の範囲

- ① 保険金額(再調達価格)の30%以上の損害
- ② 「床上浸水」または、地盤面から45cmを超えて浸水

**床下浸水の保障はありません。**

### 住宅あんしん共済は、床下浸水にも \\ しっかり備えられます! //

民間の火災保険	住宅あんしん共済
床下浸水保障 なし X	床下浸水保障 あり O

水害時の公的支援だけでなく自助努力として住宅あんしん共済で水害に備えましょう。

### 住宅あんしん共済 [基本+特約]

※個人で最高50口加入の場合の保障内容  
※2023年1月1日以降に発生した被害の場合

床上浸水 **750万円**  
床下浸水 **64万円**

- マイホームをお持ちの方も、これから購入の方も、そして賃貸の方も、住まいのリスク傾向を把握し、今一度、水害保障の必要性を考えましょう。
- 現在ご加入の火災保険について、水害補償は確保されているのか、最大補償額はいくらなのかあわせて確認しましょう。

### 水害保障は 住宅あんしん共済で万全に

○基本部分30口、自然災害特約30口に加入の場合(台風や集中豪雨等の水害で自宅が水没し全壊)

お支払いする給付金 風水雪凍害 全壊

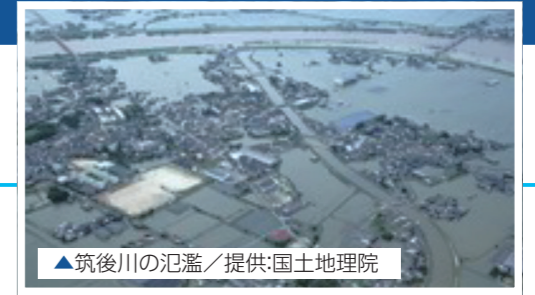
**2,550万円**

【内訳】基本部分から…450万円 / 自然災害特約部分から…2,100万円

#### 集中豪雨の災害例【福岡県】

全国で唯一の  
**5年連続「大雨特別警報」発表**

平成29年の九州北部豪雨以降、平成30年7月豪雨、令和元年7月、8月の大雨、令和2年7月豪雨、そして令和3年8月の大雨と、5年連続で豪雨・大雨災害に見舞われ、全国で唯一5年連続の「大雨特別警報」が発表されました。



▲筑後川の氾濫／提供:国土地理院



確認しおきましょう

#### 大雨特別警報発表時には、すでに災害が発生している可能性大

大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」または「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。避難指示に相当する気象状況の次元をはるかに超えるような現象がターゲットとなります。

確認しおきましょう

#### 集中豪雨と局地的大雨から身を守るには

狭い範囲に短い時間で強い雨を降らせる局地的大雨(ゲリラ豪雨)や集中豪雨は人の命に関わる事例も多いと言えます。

#### 集中豪雨・局地的大雨の危険性

- 運転中の局地的大雨による道路の冠水に注意
- 河川や下水管等が数分~数十分の短時間で危険な水位になることも
- 地下街や地下駐車場は地上の水が流れ込む危険性が
- 注意報や警報が出ない雨でも災害が発生するケースも
- 現地点で強い雨が降っていなくても離れた場所の雨が影響することも

#### 河川の氾濫の災害例【熊本県】

### 人吉くまがわ鉄道、1年5カ月ぶりに運転再開、

令和3年11月に、令和2年7月豪雨\*の被害以来1年5カ月ぶりに人吉くまがわ鉄道の運転が再開されました。復興にはそれなりの時間がかかります。復興のための時間短縮はできませんが、復興のための経済的負担は事前準備ができます。\*この令和2年7月豪雨は、全国のアメダスで観測した降水量の総和で、1982年以降の各年で最大だった平成30年7月豪雨(西日本豪雨)を超え、1時間50mm以上の降水が発生した回数で1982年以降最多だった令和元年東日本台風を超えるなど、雨量の記録でことごとく過去の豪雨を上回りました。



人吉市内の洪水／提供:国土交通省

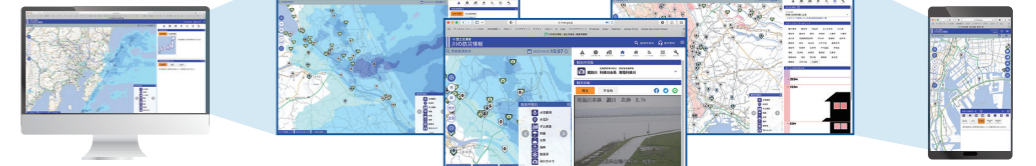
#### 河川の防災情報

河川の氾濫は、大雨により支流の川が本流に流れ込むことで河川の流量が急激に増加して、堤防が決壊したり河川の水が堤防を越えたりすることで起こります。一旦河川が氾濫すると住宅浸水や倒壊等の被害が広範囲に及びます。日ごろから気象情報等をこまめに確認し、いざというときの避難に役立てましょう。

#### 川の防災情報(国土交通省提供)

<https://www.river.go.jp/index>

PC版



スマホ版

- 身近な「雨の状況」「川の水位と危険性」「川の予警報」などをリアルタイムで知らせるウェブサイト。
- 大雨時の河川の氾濫の危険性などを知ることができる。

**Q 火災や地震のリスクをご存知ですか？**

**A** 火災や地震はいつ起こるかわからず、一旦起こると、その被害は甚大。だから「住宅あんしん共済」で備える必要があるのです。

**●発生頻度は低くても、発生時の損害は大きいのです！**



**●自分が注意しただけでは防げない被害もあります！**

令和2年の出火原因 **「第1位」**

**「放火」** (疑い含む)

第2位…たばこ  
第3位…ガステーブル等  
第4位…大型ガスこんろ  
第5位…電気ストーブ・差込みプラグ

※以下、「第6位 差込みプラグ」「第7位 コード」、「第8位 コンセント」と続きます。

東京消防庁「令和3年版火災の実態」  
※主な出火原因別発生状況上位5件

**すぐやろう！放火対策**

**「放火されない」「放火させない」が重要!!**

家の周りの整理整頓	物置や車庫にはカギを
消火器・消火バケツを常備	車やバイクのボディカバーは防災製品を
ゴミ出しは決められた日の朝に	家の周りは明るく点灯

**オール家電住宅でも油断は禁物!!**

**火を使わなくても火災のリスクは存在しているのです。**

たこ足配線による負荷	電気機器の漏電
コンセントのほこり	

**Q なぜ？ どうして？ 「住宅保障」は必要なの？**

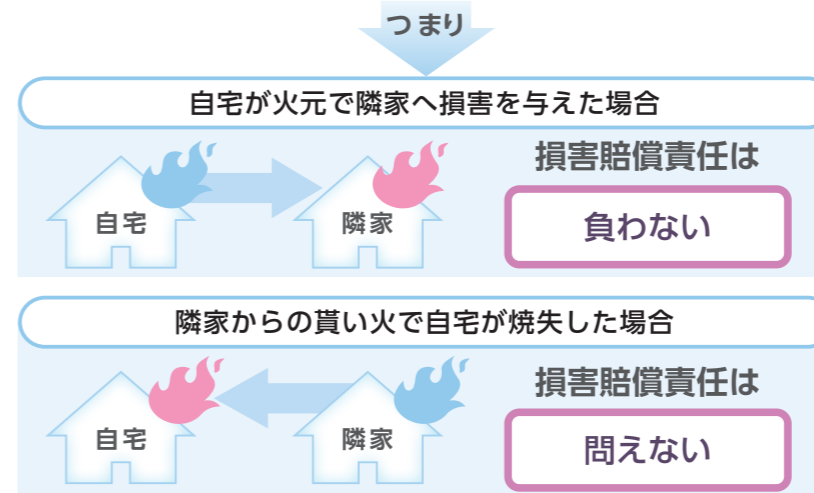
**A** 火災では、損害賠償は成立せず、賃貸住宅の火災保険では、ご自身のための保障をまかなえないものもあります。

**●火災では損害賠償は成立しません！**

- 法律では通常、他人に迷惑をかけた場合は加害者側の損害賠償責任を認めています。
- しかし、火災の場合は例外で「失火責任法」により多くの場合、火元の損害賠償責任が免除されます。

**「失火責任法」**  
(失火ノ責任ニ関スル法律)

失火の場合、故意または重過失がない限り、不法行為責任は負わない(問わない)ことを規定



自宅は自己責任でしっかり守りましょう！

**●賃貸住宅の火災保険ではまかなえないものもあります！**

- 賃貸住宅の火災では、賃貸借契約上の原状回復義務が優先され、失火責任法の適用はありません。(不法行為責任はなくても、債務不履行責任はあるのです。)
- でも、家を借りるときに火災保険に入ったから大丈夫だと思っていませんか？

いえいえ、そこには大きな落とし穴が…

**賃貸向けの火災保険**

大家さんに対して…「賃貸住宅の借家人賠償責任補償」

修復費用 → 大家さんへ支払われ、ご自身は受取不可

ご自身に対して…「家財や引越費用の補償」

家財費用 → 補償されても少額

引越費用 → 補償なし

家財や引越費用は自己責任だよ！

「住宅あんしん共済」なら会社の寮やアパートでもOK!

## 建物構造証明書 準耐火住宅専用

本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。

UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛

20 年 月 日

ご契約者名	証書番号	<small>※新規加入の方は記入不要</small>
建物の所在地		
保障期間	<small>※新規加入の方は記入不要</small>	
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	

### [証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 <sup>(※1)</sup> 準耐火建築物 <sup>(※2)</sup> 省令準耐火建物 <sup>(※3)</sup>
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

## ご記入例

ご記入例の赤字部分のみご記入ください。

証明書発行者記入欄は、施工者、ハウスメーカーまたは販売者に記入をご依頼ください。

ただし、②建物構造のいずれにも該当せず、証明書発行者から証明を受けられない場合は、住宅あんしん共済までご相談ください。

■ご契約者名・証書番号・建物の所在地・保障期間をご記入ください。

■提出日をご記入ください。

建物構造証明書 準耐火住宅専用	
本証明書は準耐火住宅専用となります。完全耐火、木造その他の住宅には必要ありません。	
UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛	20 22 年 12 月 10 日
ご契約者名	共済太郎
証書番号	2001234567
建物の所在地	東京都千代田区九段南4-8-1
保障期間	20 23 年 1 月 10 日 ~ 20 24 年 1 月 10 日

■新規加入の方は記入不要です。

### [証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地		
② 建物構造		耐火建築物 <sup>(※1)</sup> 準耐火建築物 <sup>(※2)</sup> 省令準耐火建物 <sup>(※3)</sup>
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会社名	
	会社所在地	
	ご担当者名	印

(※1) 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2) 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3) 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号口(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

### ■証明書発行者記入欄について

加入する(建物の所在地の)住宅の建物構造について、施工者、ハウスメーカーまたは販売者<sup>(注)</sup>から、①建物の所在地、②建物構造、会社名、会社所在地、ご担当者名の記入、押印を取り付けていただき証明を受けてください。

(注) 不動産仲介業者は販売者に含まれません。

# 住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書

様式第1号-2

## UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

申込日 20 年 月 日

A 初回から口座引落し加入 → [ 年 月 日引落し分( 月加入) ]  
 B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 20 年 月 日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、P39の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

フリガナ 176 205 姓 206 名 265 確認印

生年月日 昭和(S) 年 月 日 平成(H) 年 月 日 電話番号 - -

加入対象住所 〒 フリガナ 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要) 漢字 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要)

④ 加入証書の送付先に○印をしてください。(通常は、加入後1ヵ月程度で発送となります。)

加入証書送付先  加入対象住所  現住所

③ 現住所を記入してください。(②加入対象住所と同一の場合は記入不要)

現住所 〒 - - TEL ( ) -

引越日(予定) 20 年 月 日

⑤ 住宅の構造 1~3のうち1つに○印をしてください。 ⑥ 住宅の形態 1~6のうち1つに○印をしてください。

構造	形態(持ち家)	最大加入口数	形態(借家)	最大加入口数
1 完全耐火住宅	1 自家132㎡(40坪)以上	50口	4 借家/独立/完全耐火(マンション)・準耐火・木造(2戸建以下)等	20口
2 準耐火住宅	2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満	40口	5 借家/共同/複身居住者	15口
3 木造その他の住宅	3 自家66㎡(20坪)未満	30口	6 借家/共同/単身居住者	5口

⑦ 加入口数を構造の欄に記入します。基本部分は形態の最大加入口数の範囲内、自然災害特約は基本部分の口数を超えない範囲で加入できます。

⑧ 基本部分・自然災害特約各々につき掛金を計算し、住宅あんしん共済の合計掛金を算出します。

構造	加入口数	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分	1.完全耐火住宅	□ ×	100円	= 円
	2.準耐火住宅	□ ×	250円	= 円
	3.木造その他の住宅	□ ×	500円	= 円
自然災害特約	1.完全耐火住宅	□ ×	450円	= 円
	2.準耐火住宅	□ ×	650円	= 円
	3.木造その他の住宅	□ ×	1,200円	= 円

基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金 円

⑨ 加入口数を構造の欄に記入します。基本部分は形態の最大加入口数の範囲内、自然災害特約は基本部分の口数を超えない範囲で加入できます。

●所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入

所属組合名称 〒 住所 TEL ( ) - FAX ( ) -

●社員No.(登録希望組合のみ記入)

●組合コード(組合が必ず記入) ※左詰めでご記入ください

●組合事務所に加入する場合「1」を記入 組合事務所区分

金融機関提出用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

H1113C1 (510) 007

1 2 3 2 8 2 0 年 月 日 2 7 2 0 2 6 0 0 0 5 0 0

住宅あんしん共済 証書番号 23 申込日 20 年 月 日 収納代行会社 明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)

指定口座 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協 御中

金融機関番号 本店 289 支店 出張所 293 296 297 303

種目コード 契約種別コード 記号(6桁がある場合は※欄にご記入ください) 番号(右つめでご記入ください)

ゆうちょ銀行 1 6 6 3 0 458 460 ※ 461 467

払込先口座番号 0 0 1 4 0 - 5 - 1 2 0 3 6 3 払込先加入者名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 払込金の種別 集金 30

フリガナ 304 氏名 漢字 氏名 金融機関お届け印(サイン) 振替日 毎月27日(当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、**組合員ご本人名義**とします。

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行は除く(注1)

1.貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約を終了したものと取り扱ってさしつかえありません。

4.この預金口座振替についてかき紛糾が生じて、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。

(注1)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

# ご記入例

加入日に希望がある方のみ、**⑧**に○印の上、加入日を記入する。初回掛金振込み口座は、下段の●(④)初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込みを参照。2回目以降は口座振替依頼書記入の口座から引落し。

加入者の氏名(フリガナ)、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、下段の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印する。

現住所を記入する。

該当する項目各1つに○印をする。

掛金に誤りがないように計算式に沿って試算し合計掛金を算出する。

口座名義は加入者。(組合員本人)

住宅あんしん共済 個人加入申込書 兼 口座振替依頼書 様式第1号-2

UAゼンセン住宅あんしん共済 御中

① AまたはBを○印で選択してください。(A・Bともに口座登録の記入を行ってください。) また、加入日(加入日指定)欄は、Aを選択した場合は未記入(初回口座引落し日が加入日)、Bを選択した場合は加入日を記入のうえ、同加入日までに住宅あんしん共済指定口座に掛金を振込んでください。

申込日 20 23 年 月 日 9 2 0

A 初回から口座引落し加入 → [ 年 月 日引落し分( 月加入) ]  
 B 初回指定日加入による住宅あんしん共済口座振込み → 加入日(加入日指定) 20 23 年 月 日 9 2 5

氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、P39の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印(口座引落しによる加入者は口座と同一印)を捺印してください。

フリガナ 176 205 姓 206 名 265 確認印

生年月日 昭和(S) 年 月 日 平成(H) 年 月 日 電話番号 - -

加入対象住所 〒 フリガナ 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要) 漢字 必ず所・番地・方書まで記入(都道府県名記入不要)

④ 加入証書の送付先に○印をしてください。(通常は、加入後1ヵ月程度で発送となります。)

加入証書送付先  加入対象住所  現住所

③ 現住所を記入してください。(②加入対象住所と同一の場合は記入不要)

現住所 〒 1 5 0 - 0 0 0 1 TEL ( 0 3 ) 5 4 1 0 - 3 5 5 5

⑤ 住宅の構造 1~3のうち1つに○印をしてください。 ⑥ 住宅の形態 1~6のうち1つに○印をしてください。

構造	形態(持ち家)	最大加入口数	形態(借家)	最大加入口数
① 完全耐火住宅	① 自家132㎡(40坪)以上	50口	4 借家/独立/完全耐火(マンション)・準耐火・木造(2戸建以下)等	20口
2 準耐火住宅	2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満	40口	5 借家/共同/複身居住者	15口
3 木造その他の住宅	3 自家66㎡(20坪)未満	30口	6 借家/共同/単身居住者	5口

⑦ 加入口数を構造の欄に記入します。基本部分は形態の最大加入口数の範囲内、自然災害特約は基本部分の口数を超えない範囲で加入できます。

⑧ 基本部分・自然災害特約各々につき掛金を計算し、住宅あんしん共済の合計掛金を算出します。

構造	加入口数	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分	1.完全耐火住宅	40	100円	= 4000円
	2.準耐火住宅	□ ×	250円	= 円
	3.木造その他の住宅	□ ×	500円	= 円
自然災害特約	1.完全耐火住宅	30	450円	= 13500円
	2.準耐火住宅	□ ×	650円	= 円
	3.木造その他の住宅	□ ×	1,200円	= 円

基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金 17500円

●所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入

所属組合名称 〒 1 0 2 - 8 2 7 3 住所 東京都千代田区九段1-2-3 TEL ( 0 3 ) 3 2 9 0 - 1 1 1 1 FAX ( 0 3 ) 3 2 9 0 - 1 1 1 2

金融機関提出用 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

H1113C1 (510) 007

1 2 3 2 8 2 0 年 月 日 2 7 2 0 2 6 0 0 0 5 0 0

住宅あんしん共済 証書番号 23 申込日 20 23 年 月 日 9 2 0 収納代行会社 明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)

指定口座 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協 漁協 御中

金融機関番号 本店 289 支店 出張所 293 296 297 303

種目コード 契約種別コード 記号(6桁がある場合は※欄にご記入ください) 番号(右つめでご記入ください)

ゆうちょ銀行 1 6 6 3 0 458 460 ※ 461 467

払込先口座番号 0 0 1 4 0 - 5 - 1 2 0 3 6 3 払込先加入者名 明治安田収納ビジネスサービス株式会社 払込金の種別 集金 30

フリガナ 304 氏名 漢字 氏名 共済 太郎 金融機関お届け印(サイン) 振替日 毎月27日(当日が休業日の場合は翌営業日)

印鑑は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。預金者名は、**組合員ご本人名義**とします。

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行は除く(注1)

1.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約を終了したものと取り扱ってさしつかえありません。

2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約を終了したものと取り扱ってさしつかえありません。

4.この預金口座振替についてかき紛糾が生じて、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。

(注1)ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

組合への提出日を記入する。

シャチハタ印は不可。

加入証書の送付先に○印をする。なお、加入対象住所へ引越しする場合は、引越(予定)日もあわせて記入する。

住宅の形態○印の最高口数の範囲内で3口~希望口数を記入する。

基本部分の加入口数を上限に1口から希望口数を記入する。

組合が記入する。

印鑑は必ず金融機関届出印を押印する。

●「**⑧**」に○をした場合の初回掛金振込み口座(加入日までに振り込んでください。)

金融機関名	〒102-8273 東京都千代田区九段1-2-3 中央労働金庫 市谷支店	加入者名「振込依頼者の名前」	「加入者(組合員) または「組合名」
口座番号	(普) 1981536		
口座名義	ユーエイゼンセンジュウタクアンジンキョウサイ		
振込時の注意点	・振込手数料はご負担ください。 ・組合で数名を一括振込みする場合、申込書送付時にその旨連絡する・・・メモ書き同封など		

● 個人情報の取扱いに関するご案内

UAゼンセン住宅あんしん共済、組合支所、都道府県支部は、加入申込書・変更申告書に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)、住宅あんしん共済に関する加入者の確認、加入者からの照会・応答、共済金・見舞金請求への対応および支払いに必要な範囲内で、適正に利用させていただきます。また、所属組合が行う各種手続きのために所属組合に本加入情報を提供いたします。加入申込者は、個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意ください。